# 髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知 市 丸 ノ 内

 一丁目2番20号
 発
 行

 毎
 日

 毎
 日

 毎
 日

 (少曜日・金曜日)

目 次

規則

ページ

◎高知県税規則の一部を改正する規則 〈3・31掲示〉

規則

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年3月31日(掲示済)

高知県知事 尾﨑 正直

#### 高知県規則第33号

## 高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則(昭和33年高知県規則第11号)の一部を次のよう に改正する。

第5条第1号イ中「別記第5号様式及び」を削り、同号エ中 「別記第6号様式の4」を「別記第6号様式の5」に改める。

第34条の7第1項中「第53条第38項又は第39項」を「第53条第40項又は第41項」に改め、同条第3項中「第53条第40項」を「第53条第42項」に改める。

第39条の次に次の1条を加える。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業 税の徴収猶予の申請書類等)

- 第39条の2 条例第69条第1項の規定に基づく徴収の猶予を受け ようとする者は、施行規則に定める様式による申請書に施行規 則に定める書類を添付して県税事務所長に提出しなければなら ない。
- 2 県税事務所長は、条例第69条第1項の規定による徴収猶予を したときは、別記第59号様式の2の個人事業税徴収猶予通知書 により申請者に通知しなければならない。
- 3 県税事務所長は、条例第69条第3項の規定により徴収猶予を 取り消したときは、別記第59号様式の3の個人事業税徴収猶予 取消し通知書により申請者に通知しなければならない。

第44条の2第1項中「第83条第4項」を「第83条第5項」に改め、同条第2項中「又は第2項」を「から第3項まで」に改める。

第48条第1項中「第18条の3第2項」を「第18条の3第2項及び第18条の4第2項」に改め、同条第2項中「第83条第6項」を「第83条第7項」に、「第18条の3第2項」を「第18条の3第2項若しくは第18条の4第2項」に改める。

第49条第1項中「第18条の3第4項」を「第18条の3第4項及び第18条の4第4項」に改め、同条第2項中「第18条の3第3項」を「第18条の3第3項若しくは第18条の4第3項」に改め、同条第3項中「第18条の3第5項」を「第18条の3第5項及び第18条の4第5項」に改める。

第50条第1項中「第18条の3第7項」を「第18条の3第7項及び第18条の4第7項」に改め、同条第2項中「第18条の3第7項」に改め、同条第2項中「第18条の3第7項及び第18条の4第7項」に改める。

第76条の2第1項第2号中「法において準用する国税犯則取締法(明治33年法律第67号)の規定により通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。)」を「法第22条の28第1項の規定により通告処分」に改める。

第90条の見出しを「(犯則事件の調査及び処分に係る職務を行う徴税吏員の指定)」に改め、同条第1項を次のように改める。

県税に関する犯則事件の調査及び処分を行う徴税吏員は、徴税吏員のうちから知事が指定する。

第90条第2項中「前項第1号及び第2号の徴税吏員」を「前項 の徴税吏員(以下「検税吏員」という。)」に、「当該各号」を 「同項」に改める。

第91条中「通告処分をし、又は告発しようとする」を「通告処分又は告発をする必要があると認める」に改める。

第92条第1号中「領置目録」を「領置(差押、記録命令付差押)目録」に改め、同条第2号中「臨検捜索差押許可状交付請求書」を「臨検、捜索、差押、記録命令付差押許可状請求書」に改め、同条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号中「差押物件公売代金供託通知書」を「供託通知書」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「臨検捜索てん末書」を「臨検調書」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 捜索調書 別記第153号様式の2

第92条第7号中「差押てん末書」を「差押(記録命令付差押)調書」に改め、同条第8号中「領置てん末書」を「領置調書」に改め、同条第9号中「質問てん末書」を「質問調書」に改め、同条第10号中「検査てん末書」を「検査調書」に改め、同条第15号を削り、同条第16号中「差押(領置)物件引継通知書」を「領置(差押、記録命令付差押)物件引継通知書」に改め、同号を同条第15号とし、同条第17号を同条第16号とし、同条に次の7号を加える。

- (17) 通信履歴保全要請書 別記第164号様式の2
- (18) 通信履歴保全要請取消書 別記第164号様式の3
- (19) 通信履歴保全期間延長要請書 別記第164号様式の4
- (20) 鑑定物件破壊許可状請求書 別記第164号様式の5
- (21) 郵便物(信書便物、電信についての書類)差押通知書 別記第164号様式の6
- (22) 捜索証明書 別記第164号様式の7

## (23) 納付申出書 別記第164号様式の8

付則第4項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、 第4号を削り、第5号を第2号とし、第6号を第3号とする。 別記第5号様式を次のように改める。

#### 第5号様式 削除

別記第6号様式の4を次のように改める。

#### 第6号様式の4 削除

別記第13号様式を次のように改める。

<b>第13号様式</b> (第7条関係)			_	
県税事務所長様		年	月	B
71706 7 37171 X 18V	(相続人)			
	氏名			(EII)
	氏名			(EII)

# 相続人の代表者の指定届出書

氏名

下記のとおり相続人の代表者を指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

	氏名				
被相続人	死亡時の住 (居) 所				
	死亡年月日	年	月	日	
	氏名	続柄		相続分	
	法人番号				
	住(居)所				
	氏名	続柄		相続分	
相続人	法人番号				
	住(居)所				
	氏名	続柄		相続分	
	法人番号				
	住(居)所				
(4) 本本	氏名				
代表者	住(居)所				

注 相続人(包括受遺者)が法人の場合は、「法人番号」欄に法人番号を記載してください。

別記第52号様式中「第53条第40項」を「第53条第42項」に改める。

別記第52号様式の2中「第53条第41項」を「第53条第43項」に 改める。

別記第59号様式の次に次の2様式を加える。

CA

第59号様式の2 (第39条の2関係)

第 月 日

様

県税事務所長 印

#### 個人事業税徵収猶予通知書

年 月 日付けで申請のありました徴収猶予については、下記のとおり承認しましたので 通知します。

なお、徴収猶予の条件を欠くことになった場合は、高知県税条例第69条第3項の規定により徴収猶予を 取り消し、直ちに全額を徴収します。

				記		
課	税番号		徴収	双猶予理由	高知県税	条例第69条第1項該当
徴収猶予申請額	年度	納期限		移	<b></b> 2額	摘要
酉子由						
清預						
數	年度	承認期間		·····································		摘要
數又酋予承忍頂		年 月 日から 年 月 日まで				
<b>邦忍頂</b>		年 月 日から 年 月 日まで				
		年月日から年月日まで				
		年 月 日から 年 月 日まで				
		年 月 日から 年 月 日まで				
		年月日から       年月日まで				
-		年月日から       年月日から       年月日まで				

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審 査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
- なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知っ た日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟にお いて高知県を代表する者は、高知県知事となります。) 提起することができます。ただし、(1)から (3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起す ることができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第59号様式の3 (第39条の2関係)

第 뮸 月 日

様

県税事務所長 印

#### 個人事業税徴収猶予取消し通知書

年 月 日付けで承認した個人事業税の徴収猶予は、高知県税条例第69条第3項の 規定により次のとおり取り消したので通知します。

なお、取り消した税額は、納付書によって納付してください。

					Ī	記		
課利	課税番号				徵収猶予理由		高知県税条例	第69条第1項該当
徴収	年度	芝	戸	認	斉期間		税額	摘要
徴収猶予承認済額			年 年	月月	日から 日まで			
認済額			年 年	月 月	日から 日まで			
			年 年	月 月	日から 日まで			
徴収業	年度	ŧ	承	認取	消期間		税額	摘要
徴収猶予取消			年 年	月 月	日から 日まで			
消し額			年 年	月 月	日から 日まで			
			年 年	月 月	日から 日まで			
取消	り理由	3						
備考	÷							

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政 不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
  - なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてくだ
- 2 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったこと を知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告とし て (訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。) 提起することができます。 ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分 の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要がある とき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第68号様式の2中「又は同条例第83条第2項の耐震基準適合既存住宅等に該当する事由」を「、同条例第83条第2項の耐震 基準適合既存住宅等又は同条第3項の耐震基準不適合既存住宅に 該当する事由」に、

「イ ア以外の新耐震基準適合住宅

を

- 「イ ア以外の住宅で、取得時に新耐震基準に適 合していたもの
- ウ ア以外の住宅で、取得後に耐震改修を行っ たもの

に改め、同様式(裏面)注を次のように改める。

- 注 1 住宅の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例を受けようとする場合は、1 欄の「取得した」を〇で囲んでください。
  - 2 住宅用土地の取得に係る不動産取得税の減額を受けようとする場合
  - (1) 土地を取得した後に住宅を取得しようとするときは、1欄の「取得する予定の」及び2欄の「取得した」を○で囲み、1欄の「取得年月日」は「取得予定年月日」と、「登記年月日」は「登記予定年月日」と、「取得価額」は「取得予定価額」と読み替えてください。
  - (2) 住宅を取得した後に土地を取得しようとするときは、1欄の「取得した」及び2欄の「取得する予定の」を○で囲み、2欄の「取得年月日」は「取得予定年月日」と、「登記年月日」は「登記予定年月日」と、「取得価額」は「取得予定価額」と読み替えてください。
  - (3) 住宅と土地とを同時に取得したとき又は住宅若しくは土地を取得した後に当該住宅若しくは土地に係るこの申告をするまでにそれぞれ土地若しくは住宅を取得したときは、1欄及び2欄の「取得した」を○で囲んでください。
  - 3 高知県税条例第75条の2第3項の耐震基準適合既存住宅又は同条例第83条第2項 の耐震基準適合既存住宅等に該当する場合は、次の書類を添えてください。

なお、(3)の書類は、3欄のイに該当するときにのみ添えてください。

- (1) 住宅について交付を受けた租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第 42条第1項の証明書の写し(使用済証の写し)又は住民票の写し
- (2) 住宅の登記事項証明書。ただし、未登記のときは、住宅の譲渡契約書の写し及び住宅が地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第37条の18第1項に規定する住宅であること(3欄のアに該当するときは、同項に規定する住宅であること及び昭和57年1月1日以後に新築された住宅であること)を証明することができる書類(固定資産課税台帳の写し等)
- (3) 住宅が新耐震基準に適合していることを証明する書類として、平成17年3月 国土交通省告示第385号(以下「平成17年国土交通省告示」といいます。)で定 める書類(次の書類のいずれか)
- ア 耐震基準適合証明書 (当該住宅の取得の日前2年以内に当該証明のための住宅の調査が終了したものに限ります。)
- イ 住宅性能評価書の写し (当該住宅の取得の日前2年以内に評価されたもので、日本住宅性能表示基準 (平成13年8月国土交通省告示第1346号) 別表2-1の1-1耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止) に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限ります。)
- ウ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約(平成17年国土交通省告示の3イ又はロ に掲げる要件に適合する保険契約であって、当該住宅の取得の日前2年以内に 締結されたものに限ります。)が締結されていることを証する書類
- 4 高知県税条例第86条の2の耐震基準不適合既存住宅に該当する場合は、次の書類 を添えてください。
- (1) 3の(1)及び(2)に定める書類
- (2) 住宅が新耐震基準に適合していることを証明する書類として、平成26年3月 国土交通省告示第437号(以下「平成26年国土交通省告示」といいます。)で定 める書類(次の書類のいずれか)
- ア 耐震基準適合証明書(当該住宅の取得の日から6月以内に当該証明のための 住宅の調査が終了したものに限ります。)
- イ 住宅性能評価書の写し(当該住宅の取得の日から6月以内に評価されたもので、日本住宅性能表示基準別表2-1の1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防

足

恒

**第73号様式** (第48条、第50条関係)



年 月 日

県税事務所長 様

住所 (所在地) 氏名 (名称) 電話番号

不動産取得税減額 (還付) 申請書

高知県税条例 第 条 第 項の規定により不動産取得税の減額(還付)を 受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 取得した不動産の概要

不	動産の原	听在地									
土	地番			家	家屋番号		床面和	責			$m^2$
地	地目			屋	種類		新築生	F月 日			
	地積		m²		構造				年	月	日
課	税番号			課程	兇標準額	円	税額				円

- 2 不動産取得税の減額又は還付を受けようとする事由 (該当するものについてのみ記入してください。)
- (1) 主体構造部と附帯設備とを区分

主体構造部	住所	(所在地)							
の取得者		(名称及び代 )職・氏名)							
附帯設備に	住所	(所在地)							
属する部分 の取得者		(名称及び代 )職・氏名)							
家屋の取得 <sup>4</sup> (完成年月日		年	月	日	納税通知書の 受理年月日		年	月	日
附帯設備に属	属する部	『分の取得者	の所有り	こ属す	る部分の価額	•			円

(2) 耐震基準不適合既存住宅に対する耐震改修の実施

耐震基準不適合既存 住宅の取得年月日	年	月	日	耐震基準不適合既存 住宅の改修年月日	年	月	日	

(3) 被収用不動産等の代替不動産の取得

代替不動産の取得年月日		年	月	日	
譲渡し、又は収用され、若しくは利 補償金に係る契約を締結した年月日	転	年	月	目	
譲渡し、又は収用され、若しくは移 補償金を受けた年月日	転	年	月	Ħ	

	ン、又 <i>l</i> をを受り				しくは 名称	移転						
		譲渡	し、又	はは	ス用され	ι、若しくに	は移転	甫償金:	を受け	ナた	不動産	
不動產	雀の所で	生地										
土地	地番				家屋	家屋番号				末	1 階	m²
	地目					種類				面漬	1 階以外	m²
	地積			m²		構造			1.	я	計	m²
	固定資産課税台 生地 生地						円	家屋				円

(4) 改修工事対象住宅に対する改修工事の実施(改修工事対象住宅用土地の減額(還付)を含む。)

改修工事対象住 宅の取得年月日	年	月	目	住宅性能向上改 修住宅を個人に 譲渡した日	年	月	目
改修工事対象住 宅用土地の取得 年月日	年	月	目	住宅性能向上改 修住宅用土地を 個人に譲渡した 日	年	月	日

(5) その他(高知県税条例第86条の4第5項、第86条の5第5項、第87条第5項又は 第88条第5項に該当) (1欄に記入したもの以外で、不動産取得税の還付を受けるた めに必要な事項を記入してください。)

3 還付金の振込先(不動産取得税の還付を受けようとする場合に記入してください。)

金融機関名	支店名		預金種別	
口座番号	口座名郭	裊 (フリガナ)		

- 注 該当するものに応じて、次の書類を添えてください。
- 1 2欄の(1)に該当する場合

附帯設備に属する部分の取得者 (2人以上ある場合は、各人ごと) との協議が成立 したことを証明することができる書類

- 2 2欄の(2)に該当する場合
- (1) 耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に居住の用に供したことを 証明することができる書類
- (2) 耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行い、当該住宅が新耐震基準に適合していることを証明する書類として、平成26年3月国土交通省告示第437号で定める書類
- 3 2欄の(3)に該当する場合
- (1) 不動産を取得した日から1年以内に、公共事業の用に供するため、当該取得した不動産以外の不動産について譲渡し、又は収用され、若しくは移転補償金を受けたことを証明することができる書類
- (2) 取得した不動産が、譲渡し、又は収用され、若しくは移転補償金を受けた不動産に代わるべきものであることを証明することができる書類
- (3) 譲渡し、又は収用され、若しくは移転補償金を受けた不動産の固定資産課税台 帳の登録価格を証明することができる書類
- 4 2欄の(4)に該当する場合
- (1) 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改

c

修工事対象住宅について改修工事を行った後、その住宅性能向上改修住宅を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅を居住の用に供したことを証明する書類として、「買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置の適用にあたっての要件の確認について」(平成27年4月1日付け国住政第115号国土交通省住宅局長通知)で定める書類

- (2) 改修工事対象住宅用土地の減額(還付)を受けようとする場合は、(1)の書類のほか、当該住宅性能向上改修住宅を譲渡した個人に対し当該住宅性能向上改修住宅の用に供する土地を譲渡したことを証明する書類
- 5 2欄の(5)に該当する場合

高知県税条例第86条の4第1項、第86条の5第1項、第87条第1項又は第88条第1項の規定の適用があることとなったことを証明することができる書類

別記第73号様式の2中「耐震基準適合既存住宅等に該当する事由」を「耐震基準適合既存住宅等又は同条第3項の耐震基準不適合既存住宅に該当する事由」に、

「イ ア以外の新耐震基準適合住宅

を

「イ ア以外の住宅で、取得時に新耐震基準に適 合していたもの

ウ ア以外の住宅で、取得後に耐震改修を行っ たもの

に改め、同様式(裏面)を次のように改める。

(裏面)

- 注 1 次の書類を添えてください。
  - (1) 高知県税条例第83条第1項第1号に該当する場合

住宅を新築したことを証明することができる書類(建築基準法(昭和25年法律 第201号)による検査済証の写し、建物表示登記申請書の写し、登記事項証明書 等)

- (2) 高知県税条例第83条第2項第1号に該当する場合(ウの書類は、4欄のイに該当するときにのみ添えてください。)
- ア 住宅について交付を受けた租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第 42条第1項の証明書の写し(使用済証の写し)又は住民票の写し
- イ 住宅の登記事項証明書。ただし、未登記のときは、住宅の譲渡契約書の写し及び住宅が地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第37条の18第1項に規定する住宅であること(4欄のアに該当するときは、同項に規定する住宅であること及び昭和57年1月1日以後に新築された住宅であること)を証明することができる書類(固定資産課税台帳の写し等)
- ウ 住宅が新耐震基準に適合していることを証明する書類として、平成17年3月 国土交通省告示第385号(以下「平成17年国土交通省告示」といいます。)で 定める書類(次の書類のいずれか)
- (ア) 耐震基準適合証明書(当該住宅の取得の日前2年以内に当該証明のための住宅の調査が終了したものに限ります。)
- (イ) 住宅性能評価書の写し(当該住宅の取得の日前2年以内に評価されたもので、日本住宅性能表示基準(平成13年8月国土交通省告示第1346号)別表2-1の1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限ります。)
- (ウ) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約(平成17年国土交通省告示の3イ又は口に掲げる要件に適合する保険契約であって、当該住宅の取得の日前2年以内に締結されたものに限ります。)が締結されていることを証する書類
- (3) 高知県税条例第83条第3項に該当する場合
- ア (2)のア及びイに定める書類
- イ 住宅が新耐震基準に適合していることを証明する書類として、平成26年3月 国土交通省告示第437号(以下「平成26年国土交通省告示」といいます。)で 定める書類(次の書類のいずれか)
- (ア) 耐震基準適合証明書(当該住宅の取得の日から6月以内に当該証明のための住宅の調査が終了したものに限ります。)
- (イ) 住宅性能評価書の写し(当該住宅の取得の日から6月以内に評価されたもので、日本住宅性能表示基準別表2-1の1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限ります。)
- (ウ) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約(平成26年国土交通省告示の3イ又は口に掲げる要件に適合する保険契約であって、当該住宅の取得の日から6月以内に締結されたものに限ります。)が締結されていることを証する書類

2 ※印欄は、記入しないでください。

## ※減額する額((H))の算出根拠

土地価格	円:(A)
土地1平方メートル当たりの価格	円:(B)
住宅1戸(共同住宅等は、居住用の1区画)の床面積の2倍	$m^2 \times 2 : (C)$
(C)が200㎡以下の場合は、その数値 (C)が200㎡を超える場合は、200	(D)
$(B) \times (D)$	円:(E)
(A)が150万円以下の場合は、その価格 (A)が150万円を超える場合は、(E)又は150万円のいずれか高い方	円:(F)
税率	3/100:(G)
$(F) \times (G)$	円:(H)

別記第75号様式中「耐震基準適合既存住宅等に該当する事由」を「耐震基準適合既存住宅等又は同条第3項の耐震基準不適合既存住宅に該当する事由」に、

「イ ア以外の新耐震基準適合住宅

を

- 「イ ア以外の住宅で、取得時に新耐震基準に適 合していたもの
- ウ ア以外の住宅で、取得後に耐震改修を行っ たもの

に改め、同様式(裏面)注を次のように改める。

- 注 1 この申告書は、この申告書に記入している土地について、不動産(土地)取得申告書を提出する際に、併せて提出してください。
  - 2 次の書類を添えてください。
  - (1) 高知県税条例第83条第1項第1号に該当する場合 この土地の取得の日から2年以内に住宅を新築することを証明することができ る書類(建築確認申請書、工事請負契約書等の写し)
  - (2) 高知県税条例第83条第2項第1号に該当する場合(ウの書類は、3欄のイに該当するときにのみ添えてください。)
  - ア 住宅の登記事項証明書。ただし、未登記のときは、住宅の譲渡契約書の写し及び住宅が地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第37条の18第1項に規定する住宅であること(3欄のアに該当するときは、同項に規定する住宅であること及び昭和57年1月1日以後に新築された住宅であること)を証明することができる書類(固定資産課税台帳の写し等)
  - イ 住宅について、譲渡契約が締結されている場合は譲渡契約書の写し、譲渡契 約が締結されていない場合は住宅の所有者が申告者に譲渡する予定である旨の 申立書
  - ウ 住宅が新耐震基準に適合していることを証明する書類として、平成17年3月 国土交通省告示第385号(以下「平成17年国土交通省告示」といいます。)で 定める書類(次の書類のいずれか)
  - (ア) 耐震基準適合証明書(当該住宅の取得予定の日前2年以内に当該証明の ための住宅の調査が終了したものに限ります。)
  - (イ) 住宅性能評価書の写し(当該住宅の取得予定の日前2年以内に評価されたもので、日本住宅性能表示基準(平成13年8月国土交通省告示第1346号)別表2-1の1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限ります。)
  - (ウ) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約(平成17年国土交通省告示の3イ又は口に掲げる要件に適合する保険契約であって、当該住宅の取得予定の日前2年以内に締結されたものに限ります。)が締結されていることを証する書類
  - (3) 高知県税条例第83条第3項第1号に該当する場合
  - ア (2)のア及びイに定める書類
  - イ 住宅の取得予定の日から6月以内に耐震改修を行うことを証明することができる書類(工事請負契約書等の写し)
  - (4)高知県税条例第83条第3項第2号に該当する場合
  - ア (2)のアに定める書類
  - イ 住宅の取得の日から6月以内に耐震改修を行うことを証明することができる 書類(工事請負契約書等の写し)

第75号様式の7 (第49条関係)

(裏面)

- 注 1 次の書類を添えてください。
  - (1) 高知県税条例第83条第1項第1号に該当する場合

住宅を新築したことを証明することができる書類(建築基準法(昭和25年法律 第201号)による検査済証の写し、建物表示登記申請書の写し、登記事項証明書 等)

- (2) 高知県税条例第83条第2項第1号に該当する場合(ウの書類は、6欄のイに該当するときにのみ添えてください。)
- ア 住宅について交付を受けた租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第 42条第1項の証明書の写し(使用済証の写し)又は住民票の写し
- イ 住宅の登記事項証明書。ただし、未登記のときは、住宅の譲渡契約書の写し及び住宅が地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第37条の18第1項に規定する住宅であること(6欄のアに該当するときは、同項に規定する住宅であること及び昭和57年1月1日以後に新築された住宅であること)を証明することができる書類(固定資産課税台帳の写し等)
- ウ 住宅が新耐震基準に適合していることを証明する書類として、平成17年3月 国土交通省告示第385号(以下「平成17年国土交通省告示」といいます。)で 定める書類(次の書類のいずれか)
- (ア) 耐震基準適合証明書(当該住宅の取得の日前2年以内に当該証明のための住宅の調査が終了したものに限ります。)
- (イ) 住宅性能評価書の写し(当該住宅の取得の日前2年以内に評価されたもので、日本住宅性能表示基準(平成13年8月国土交通省告示第1346号)別表2-1の1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限ります。)
- (ウ) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約(平成17年国土交通省告示の3イ又は口に掲げる要件に適合する保険契約であって、当該住宅の取得の日前2年以内に締結されたものに限ります。)が締結されていることを証する書類
- (3)高知県税条例第83条第3項第1号に該当する場合
- ア (2)のア及びイに定める書類
- イ 住宅が新耐震基準に適合していることを証明する書類として、平成26年3月 国土交通省告示第437号(以下「平成26年国土交通省告示」といいます。)で 定める書類(次の書類のいずれか)
- (ア)耐震基準適合証明書(当該住宅の取得の日から6月以内に当該証明のための住宅の調査が終了したものに限ります。)
- (イ)住宅性能評価書の写し(当該住宅の取得の日から6月以内に評価されたもので、日本住宅性能表示基準別表2-1の1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限ります。)
- (ウ)既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約(平成26年国土交通省告示の3イ又は ロに掲げる要件に適合する保険契約であって、当該住宅の取得の日から6月 以内に締結されたものに限ります。)が締結されていることを証する書類
- 2 ※印欄は、記入しないでください。

#### ※還付する額((H))の算出根拠

土地価格	円:(A)
土地1平方メートル当たりの価格	円:(B)
住宅1戸(共同住宅等は、居住用の1区画)の床面積の2倍	$m^2 \times 2 : (C)$
(C)が200㎡以下の場合は、その数値 (C)が200㎡を超える場合は、200	(D)
(B)×(D)	円:(E)
(A)が150万円以下の場合は、その価格 (A)が150万円を超える場合は、(E)又は150万円のいずれか高い方	円:(F)
税率	3/100:(G)
(F)x(G)	円:(H)

	別記第148号様式から別記第153号様式までを次のように改め る。	
号外第21号		
韓		
$\langle$ 4		
当		
知		
恒		
(金曜日)		
平成30年4月27日(金曜日)		

# **第148号様式** (第92条関係)

領置 (差押、記録命令付差押) 目録

犯則嫌疑者 に対する地方税法違反嫌疑事件につき、下記のとおり領置(差押え、記録命令付差押え)し、この目録を作る。

年 月 日

物件差出人

記

在地)	兼疑者の信 、職業 氏名(名称	(業種)							
	(差押え∑ †差押え)								
	(差押え∑ け差押え)		年	月	日	時	分かり	· b 時	分まで
番号	品名又は名称	数量又 は個数	物件所持者 (居所又 地)及び氏 称)	は所在		又は所		封 印 の 法、場所 び箇所数	-

- 備考 1 この目録は、2部作成し、物件所有者又は所持者から請求があったときは、謄本を交付する。
  - 2 領置 (差押、記録命令付差押) 物件を便宜により所有者、所持者又は官公署に保管させる場合は、別に保管証を徴しておくこと。

聯	
$\langle$	
些	
展	
恒	

平成30年4月27日(金曜日)

	<b></b> .	
951	1/0具堆式	(第92条関係

年 月 日

# 臨検、捜索、差押、記録命令付差押許可状請求書

犯則嫌疑者の住所 (所在地) 、職業 (業種) 、氏名 (名称) 及び生年月日等						
罪名						
犯則事実の要旨						
臨検すべき物件又は場所						
捜索すべき身体、物件又は場所						
差し押えるべき証拠物又は没収すべき物件 と思料するもの						
記録させ、又は印刷させるべき電磁的記録 及びこれを記録させ、又は印刷させるべき 者						
有効期間	年	月	日から	年	月	日まで
7日を超える有効期間を必要とするときは その事由						
地方税法第22条の4第2項の場合には、差 し押さえるべき電子計算機に電気通信回線 で接続している記録媒体であって、その電 磁的記録を複写すべきものの範囲						
日没から日出までの間に臨検、捜索、差押 え又は記録命令付差押えをする必要がある ときは、その旨及び事由						

上記の許可状の交付を願いたい。

裁判所

裁判官

高知県知事

第150号様式 削除

私

# **第151号様式** (第92条関係)

## 保管証

犯則嫌疑者 に対する地方税法違反嫌疑事件に関する下記の領置 (差押、記録命令付差押) 物件を、封印のまま責任を持って保管いたします。

ただし、

年 月 日

保管者 住所 (所在地) 職業 (業種) 氏名 (名称)

ED

高知県検税吏員 高 知 県 職 員

様

記

犯則嫌疑者の住所(所 在地)、職業(業種) 及び氏名(名称)

	、 概未 氏名 (名称					
番号	品名又は名称	数量又 は個数	物件所持者の住所 (居所又は所在 地)及び氏名(名 称)	物件所有者の住所 (居所又は所在地) 及び氏名 (名称)	封 印 の 方 法、場所及 び箇所数	備考

備考 保管に当たっての有償、無償の区分その他の保管条件を、ただし書として記載すること。

# **第152号様式** (第92条関係)

第 号 年 月 日

# 供託通知書

様

# 高知県

検税吏員 即

地方税法違反嫌疑事件について差し押さえた(領置した)下記の物件を地方税法第22条の 16第2項の規定によって公売に付し、その代金(円)を年月日、 に供託したので、通知します。

記

番号	品名又は名称	数量又 は個数	物件所持者の住所 (居所又は所在 地)及び氏名(名 称)	物件所有者の住所 (居所又は所在地) 及び氏名(名称)	封 印 の 方 法、場所及 び箇所数	備考

LC

恒

辍

別記第153号様式の次に次の1様式を加える。 **第153号様式** (第92条関係) 第 号 年月日 臨検調書 犯則嫌疑者 住所 (所在地) 職業(業 種) 氏名(名 称) 上記の者に係る地方税法犯則嫌疑事件につき、本職は 年 月 日 県 市 町村大字 番地において、 を立ち会わせて次のとおり臨検をした。 年 月 日 高知県検税吏員 ŒÐ 高知県職員 立会人 住所 氏名 (EII)

	発付官	裁判所 裁判官			*マルストゥ		
許可状による場合	発付年月日	年	= 月	日	許可状によら い場合の理由		
	許可状を示 された者				~ <u>.</u>		
臨検の日時	年	月	日	時	分から	時	分まで
臨検の物件又は場 所							
臨検の目的	上記の地である。	方税法犯貝	刂嫌疑⋾	事件に	こついて、その	事実	<b>まを調査するため</b>
臨検のてん末							

g

<b>第153号様式の2</b> (第92	条関係)
-----------------------	------

第 号 年 月 日

搜索調書

犯則嫌疑者 住所 (所在地)

職業(業 種)

氏名(名 称)

上記の者に係る地方税法犯則嫌疑事件につき、本職は 年 月 日 県 市 町村大字 番地において、 を立ち会わせて次のとおり捜索をした。

年 月 日

高知県検税吏員 高 知 県 職 員

Ø

立会人住所

氏名

(Fin

	発付官	裁判所裁判官				
許可状による場合	発付年月日	ź	F 月	日	許可状によらな い場合の理由	
	許可状を示 された者					
捜索の日時	年	月	目	時	分から 時	分まで
捜索の物件又は場 所						
捜索の目的	上記の地方である。	方税法犯员	削嫌疑耳	事件に	こついて、その事績	実を調査するため かんしゅん
捜索のてん末						

別記第154号様式から別記第164号様式までを次のように改める。

17

恒

## **第154号様式** (第92条関係)

第 号 年 月 日

# 差押 (記録命令付差押) 調書

犯則嫌疑者 住所 (所在地) 職業 (業 種) 氏名 (名 称)

上記の者に係る地方税法犯則嫌疑事件につき、本職は 年 月 日 県市 町村大字 番地において、 を立ち会わせて次のとおり差押え(記録命令付差押え)をした。

年 月 日

高知県検税吏員 高 知 県 職 員

立会人 住所

氏名

	発付官	裁判所裁判官				
許可状による場合	発付年月日	年	三月	日	許可状によらな い場合の理由	
	許可状を示された者					
差押え(記録命令 付差押え)の日時	年	月	日	時	分から 時	分まで
差押え(記録命令 付差押え)の場所						
差押(記録命令付 差押)物件						
差押え(記録命令 付差押え)の目的	上記の地方である。	方税法犯貝	川嫌疑耳	事件に	こついて、その事	実を調査するため
差押(記録命令付 差押)物件の処置						

## **第155号様式**(第92条関係)

第 号 年 月 日

# 領置調書

犯則嫌疑者 住所 (所在地) 職業 (業 種) 氏名 (名 称)

上記の者に係る地方税法犯則嫌疑事件につき、本職は 年 月 日 県 市 町村大字 番地において、 が任意に提出した物件を次のとおり領置した。

年 月 日

高知県検税吏員高 知 県 職 員

(EII)

任意提出者

住所

職業

氏名

(EII)

領置の日時		年	月	日	時	分から	時	分まで	
領置物件	別紙	領置目:	録記載	のとお	り				
領置の目的	上記である		税法犯	則嫌疑	事件に	こついて、	その事	実を調査す	るため
領置物件の処置									

## **第156号様式** (第92条関係)

第 号 年 月 日

## 質問調書

被質問者 住所

職業電話番号

氏名

上記の者は、 に係る地方税法犯則嫌疑事件に関し、 年 月 日 時 分から 時 分まで 県 市 町村大字 番地において、本職の質問に対し任意に次のとおり供述した。

質問番号	問答 区分	質問調書

被質疑者

上記のとおり録取して、閲覧させ、又は読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立 て、上記署名押(指)印した。

前同日

前同場所

高知県検税吏員 高 知 県 職 員

備考 「上記の者は、」に引き続き、犯則嫌疑者の住所又は所在地及び氏名又は名称を記載すること。

## **第157号様式** (第92条関係)

第 号 年 月 日

## 検査調書

犯則嫌疑者 住所 (所在地) 職業 (業 種) 氏名 (名 称)

上記の者に係る地方税法犯則嫌疑事件につき、本職は 年 月 日 県 市 町村大字 番地において、 を立ち会わせて次のとおり検査した。

年 月 日

高知県検税吏員 高知県職員

立会人 住所 氏名

(EII)

検査の日時		年	月	日	時	分から	時	分まで
検査の場所又は対 象物件	別紙	領置目	録記載	のとお	ŋ			
検査の目的	上記である		税法犯	則嫌疑	事件に	こついて、	その事	実を調査するため
検査のてん末								

\_

足

**第158号様式** (第92条関係)

第 号 年 月 日

通告書

犯則者 本籍(出生地)住所(所在地)職業(業種)

氏名 (名称)

上記の者に係る地方税法違反事件について調査したところ、 は、 年 月

日、 県 市 町村大字 番地で をしたものである。

上記の行為は、地方税法第 条に違反しているので、同法第22条の28第1項の規定により 処分しなければならない。よって、次に掲げる金額を、この通告書の送達を受けた日の翌日 から起算して20日以内に高知県(県税事務所)に納付することを命ずる。ただし、没収に相 当する物件が検税更員又は検税更員が保管させた者が保管しているものである場合は、当該 物件を納付する旨の申出書を提出すること。

一金 円也 罰金に相当する金額

品名 数量 也 没収に該当する物件

一金 円也 追徴金に相当する金額

一金 円也 書類送達費用

一金 円也 差押物件(記録命令付差押物件)運搬及び保管費用

上記地方税法第22条の28第1項の規定により通告する。

なお、この通告書の送達を受けた日の翌日から起算して20日以内に通告の旨を履行しない ときは、検察官に告発する。

様

高知県知事

**第159号様式** (第92条関係)

第 号 年 月 日

犯則事件報告書

犯則者 本籍 (出生地) 住所 (所在地) 職業 (業種) 氏名 (名称)

上記の者に係る地方税法違反事件につき取り調べたところ別紙調書のとおりであるから、 下記目録1件書類を添えて報告します。

高知県知事 様

高知県検税吏員 高 知 県 職 員

目 録

一 臨検調書

一 臨検、捜索、差押、記録命令付差押許可状 通

扒

一 捜索調書 追

一 領置調書 通

一 差押 (記録命令付差押) 調書 通

诵

一 領置(差押、記録命令付差押)差押目録 通

一 保管証 通一 質問調書 通

参 考

脱税額

罰金見込額

履行能力

その他

恒

辍

# **第160号様式** (第92条関係)

第 号 年 月 日

# 告発事件送付書

地方検察庁 検事正(検察官) 様

高知県知事

印

次の犯則嫌疑事件を送付します。

罪 名	地方税法違反	犯則	本籍(出生地)
該当法令	地方税法第 条第 項	則 (嫌疑)	住所(所在地) 職業(業種) 氏名(名称)
証拠物件	別紙(その1) 証拠品総目録のと おり	者	年 月 日生
前 科	犯		(法人の場合は、本店所在地並び に代表者の住所及び氏名も記載す
参考事項	(共犯関係者を記入すること。)		ること。)
添付書類	別紙(その2)記録総目録のとお り		

- 備考 1 本書は、告発の場合、所管の地方検察庁に送付する事件書類一切の送付書となるものであるから、記載の正確を期すること。
  - 2 「該当法令条項」欄には、犯則事件に該当する適用条項を記載すること。
  - 3 領置、差押又は記録命令付差押物件中、告発事件の証拠となるものは、漏れなく、引継目録を添えて引継ぎをすること。
  - 4 「前科」欄には、税法違反のみ掲げること。

# 別紙

(その1)

証拠品	証拠品総目録 犯則(嫌疑)者				
番号	品名又は名称	数量又 は個数	被差押人(被領置 人)又は差出人の 住所(居所又は所 在地)及び氏名 (名称)	又は所在地) 及び氏	備考

私

恒

榖

別紙

(その2)

記録絲	総目録 犯則(妨		兼疑)者		
番号		文書名	供述者	作成者	備考
1	告発言	ultip			
2	通告書	<b>書謄本</b>			
3	犯則事	事件報告書			
4	臨検認	問書			
5	捜索調	問書			
6	差押(記録命令付 差押)調書				
7	領置(差押、記録 命令付差押)目録				
8					
9					

## **第161号様式** (第92条関係)

第 号 年 月 日

告発書

地方検察庁 検事正(検察官) 様

高知県知事

印

下記の者に係る地方税法犯則(嫌疑)事件につき地方税法第 条の規定により告発し ます。

記

1 犯則(嫌疑)者

本籍地(出生地)

住所 (所在地) 職業 (業種)

氏名 (名称)

(法人の場合は、その法人と責任者を区分して明記すること。)

2 罪名 地方税法違反

- 3 該当法令条項 地方税法第 条
- 4 発生事実
- (1) 犯則事実
- (2) 脱税の事実

イ

(3) 犯則の手口

ア

イ

- 備考 1 該当法令条項には、告発の基因となる該当条項を記載すること。
  - 2 「発生事実」欄は、告発した事案に対し簡単明瞭に、かつ犯則事実を要領よく判 定しうるように記載すること。

私

# **第164号様式の2** (第92条関係)

第 号 年 月 日

様

高知県検税吏員 高 知 県 職 員

通知書

地方税法違反嫌疑事件について差押え(記録命令付差押え)をするため必要があるので、 地方税法第22条の6第1項の規定により、下記の通信履歴の電磁的記録を 年 月 日まで消去しないよう要請します。

記

送信元	
送信先	
通信日時	
その他	

## **第164号様式の3** (第92条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

高知県検税吏員 高 知 県 職 員

(A)

通信履歴保全要請取消書

地方税法違反嫌疑事件について差押え(記録命令付差押え)をするため必要があるので、 年 月 日付け 第 号で要請しました次の通信履歴の電磁的記録の保全については、その必要がなくなったことから当該要請を取り消します。

記

送信元	
送信先	
通信日時	
その他	

**第164号様式の 4** (第92条関係)

第 号 年 月 日

様

高知県検税吏員 高知県職員

(EII)

通信履歴保全期間延長要請書

地方税法違反嫌疑事件について差押え (記録命令付差押え) をするため必要があるので、 年 月 日付け 第 号で要請しました次の通信履歴の電磁的記録の保 全について、 年 月 日まで消去しないよう保全期間の延長を要請します。

記

当初の保 全要請期 間	年	月	日から	年	月	日まで	
送信元							
送信先							
通信日時							
その他							

## 第164号様式の5 (第92条関係)

第 号 年 月 日

## 鑑定物件破壊許可状請求書

犯則嫌疑者の住所(所在地)、 職業(業種)、氏名(名称)及 び生年月日等						
罪名						
犯則事実の要旨						
破壊すべき物件						
捜索すべき身体、物件又は場所						
鑑定人の住所、氏名及び職業						
有効期間	年	月	日から	年	月	日まで
7日を超える有効期間を必要と するときは、その事由						

上記の許可状の交付を願いたい。

裁判所

裁判官

高知県知事

印

ی

私

第164号様式の6 (第92条関係)

第 号 年 月 日

様

高知県検税吏員 高 知 県 職 員

(EI)

郵便物(信書便物、電信についての書類)差押通知書

地方税法違反嫌疑事件を調査するため必要があるので、地方税法第22条の5第1項の規定により下記のとおり郵便物(信書便物、電信についての書類)を差し押さえましたので通知します。

記

発信人 (受信人)	住所	(所在地)							
	氏名	(名称)							
差押えの日時		年	月	日	時	分から	時	分まで	
差押えの場所									
差押物件									

第164号様式の7 (第92条関係)

第 号 年 月 日

様

高知県検税吏員 高知県職員

(EII)

# 搜索証明書

下記の者に係る地方税法違反嫌疑事件について、 年 月 日 時 分から 時 分まで を捜索したところ、証拠物又は没収すべき物件がないものと認めましたので、地方税法第22条の23の規定により証明します。

記

住所 (所在地) 職業 (業種) 氏名 (名称)